

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度 定期監査(中期・後期)(元監査第151号)分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和4年度の措置状況	担当課
<p>(意見)3 電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安管理について (報告書12ページ～13ページ)</p> <p>本市では、自家用電気工作物(高電圧で受電して電気を使用する設備)を約200施設に設置しており、電気事業法施行規則第52条に基づく保安管理を業務委託している。</p> <p>業務委託契約に当たっては、契約の都度、市物品・製造等競争入札参加資格者名簿の中から履行可能な事業者を選定しなければならない。しかしながら、実際には、本業務を受託できる事業者が限定されることから、地方自治法施行令等に基づき、随意契約としている。</p> <p>業者選定においては、十分な調査をしないまま、過去に請け負った者を理由とするなど、安易に随意契約としている所管課が見受けられる。</p> <p>同一業務であるにもかかわらず、所管課ごとに一連の契約関連の事務処理を行うことは、非効率である。</p> <p>本件保安管理業務等、全庁にわたる特定の業務委託においては、契約課等の主導の下、履行可能な事業者を事前に一括して調査する方策を検討されたい。</p> <p>また、「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続の実施に関する要領」(契約課のみ使用)について、必要に応じて、他所管課にも適用できるよう、全庁的な要領とし、見直しを検討されたい。</p> <p>更に、近年、公共施設マネジメントの取組として、所属ごと、施設ごと、業務ごとに契約している様々な保守点検業務委託を一つにした包括管理業務委託制度を実施する自治体も増えてきていることから、保守点検業務の効率化・管理の適正化を図るため、この導入も検討されたい。</p>	<p>自家用電気工作物の保安管理業務については、電気事業法に基づく適正な業務履行が可能となる事業者を選定するため、経済産業省の公表資料や市入札参加資格者名簿を基に、契約課において事業者リストを作成し、庁内周知について検討する。</p> <p>また当該業務の発注方法については、包括管理業務委託制度などを踏まえ、庁内関係課と協議を進める。</p> <p>「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続の実施に関する要領」では、契約課が行う契約を対象としている。全庁的な要領としての見直しについて、必要性を含めて検討していく。</p>	<p>自家用電気工作物の保安管理業務については、契約課において業務履行が可能となる事業者の調査を実施し、事業者リストを作成し、庁内周知を行った。(令和3年3月1日付け契約課長通知、令和5年2月14日付け契約課長通知)</p> <p>当該業務の発注方法については、公共施設マネジメント推進課が検討を重ねていた包括管理業務委託制度の導入が見送られたことから、当面現行どおりとする。</p> <p>「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続の実施に関する要領」の対象は、唯一履行できると特定した者の唯一性を確認する必要があるものとしている。地方公共団体の契約制度は、競争入札を原則としており、唯一性が確認できないものは、基本的には競争入札により契約していることから、契約課が行う業務委託契約においても、令和2年度以降にこの要領に基づく手続は実施されていない。</p> <p>また、担当課が契約する130万円以下の工事は、契約規則第29条の規定により少額随意契約の対象であることから、要領見直しの必要性は低いと判断した。</p>	<p>契約課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度 定期監査(中期・後期)(元監査第151号)分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和4年度の措置状況	担当課	
<p>(意見)3 電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安管理について (報告書12ページ～13ページ)</p>	<p>本市では、自家用電気工作物(高電圧で受電して電気を使用する設備)を約200施設に設置しており、電気事業法施行規則第52条に基づく保安管理を業務委託している。</p> <p>業務委託契約に当たっては、契約の都度、市物品・製造等競争入札参加資格者名簿の中から履行可能な事業者を選定しなければならない。しかしながら、実際には、本業務を受託できる事業者が限定されることから、地方自治法施行令等に基づき、随意契約としている。</p> <p>業者選定においては、十分な調査をしないまま、過去に請け負った者を理由とするなど、安易に随意契約としている所管課が見受けられる。</p> <p>同一業務であるにもかかわらず、所管課ごとに一連の契約関連の事務処理を行うことは、非効率である。</p> <p>本件保安管理業務等、全庁にわたる特定の業務委託においては、契約課等の主導の下、履行可能な事業者を事前に一括して調査する方策を検討されたい。</p> <p>また、「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続の実施に関する要領」(契約課のみ使用)について、必要に応じて、他所管課にも適用できるよう、全庁的な要領とし、見直しを検討されたい。</p> <p>更に、近年、公共施設マネジメントの取組として、所属ごと、施設ごと、業務ごとに契約している様々な保守点検業務委託を一つにした包括管理業務委託制度を実施する自治体も増えてきていることから、保守点検業務の効率化・管理の適正化を図るため、この導入も検討されたい。</p>	<p>包括管理業務委託について、令和元年9月の政策会議で協議し、庁内調整と検討を重ねている。今後、導入について庁議に諮り、令和3年度からの実施に向けた検討を進める。</p>	<p>包括管理業務委託については、R2年度部長会議で協議した結果、コスト面が割高となること等を踏まえ、当面導入は見送ることとなった。</p> <p>引き続き、保守点検業務の効率化等に向けた手法を検討していく。</p>	<p>公共施設マネジメント推進課</p>